

ガス設備点検、中小企業の経理業務…

シニアの求人ここにあり

体力、能力などが多様なシニアのニーズに合わせた働き方が広がりつつある。

Kazpon/PIXTA

70 歳定年時代とはいえ、同じ職場で働き続けるだけが選択肢ではない。社外で働き続けた場合、どんな道があるのか。多くのシニアの仕事をあっせんしてきた派遣会社の仕事を見てみよう。

高齢者に対する先入観

高齢者はシニア専門の人材派遣の草分けだ。設立は2000年。東京ガスOBによるシニアベンチャーとして誕生した。

登録スタッフ約1000人。就業率は約4割。平均年齢は70・9歳。売り上げは15年の5億円弱から19年の7億円へと順調に伸びている。「それでも67歳とか70歳といった履歴書を持っていくと、『大丈夫?』と不安がる派遣先は少なくない。こうした先入観をなくすことが仕事を広げるポイント」と同社の緒形憲社長は話す。

当初の登録スタッフは東京ガスのOBで、東京ガスの関連会社への派遣が中心だった。修理などの受け付け業務、設備の点検をはじめ、ガスの知識や経験、資格が不可欠な仕事が多く需要は高かった。現在はそれ以外の企業が3〜4割を占めるようになった。

例えば早朝から深夜まで営業しているレンタカー会社。受け付けから配車までの業務を早朝だけ担

■ 正社員は減り、多様な雇用関係に — シニアの主な雇用形態 —

正社員

契約期間に定めがなく、フルタイムで働く社員
高齢になるほど、正社員で雇用されるハードルは高くなる

契約社員

雇用期間があらかじめ定められている社員
1回当たりの契約期間の上限は、通常3年。契約期間が通算5年を超えた場合、労働者の申し出によって契約期間の定めがない無期労働契約に転換できる。ただし高齢者に関しては、第2定年を設けるなどの特例がある

パートタイム労働者

1週間の所定労働時間が、正社員より短い労働者
パートタイム労働法では「短時間労働者」という。アルバイト、パートの名称に関係なく、勤務時間が短ければパートタイム労働者

派遣社員

派遣会社と労働契約を結んだうえで、派遣会社が労働派遣契約を結んでいる会社で働くスタイルの労働者
派遣先ではなく、派遣会社の指揮命令に従って働くことが特徴。同じ職場・部署で派遣社員として働けるのは最長3年という「3年ルール」がある。それ以上雇用したい場合は直接雇用になる。ただし高齢者には「3年ルール」は適用されない

業務請負契約

もともと働いていた会社や取引先などの業務を請け負う。定年退職したシニアの典型的な独立・起業スタイル
請け負った仕事を完成することで報酬が支払われる。注文主の指揮命令を受けない「事業主」なので、労働法による保護はない。もちろん、業務請負会社で労働者として働いている場合は労働法が適用される

(出所) 各種資料を基に筆者作成

当する。また修理などの間、駐車違反対策で助手席に座る運転補助も学生アルバイトを雇うほうが安い。シニアが好まれる。停車中に周りから何か言われても、きちんと対応できるからだ。

一方、経理と財務に特化し、シニアの活躍の場を広げているのはシニア経理財務だ。設立は13年。中小企業を中心に、約60社に派遣している。

「新聞に経理募集の広告を出す」と、すぐに80人くらいの応募があ

った。書類選考と面接で25人に絞った。スタートだった」と富澤一利副会長。銀行を早期退職してホテル、不動産会社で働き、経理・財務の腕を磨いたという。

派遣先を開拓するのは約100人の税理士。「経理担当者が産休でいなくなる」といった顧問先の困り事を知っているからだ。手形・小切手業務、原価計算、消費税申告業務など、「スキルシート」で自分ができる業務をチェックしてもらい、時給を決める。